

大阪市規則第146号

特別職の非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特別職の非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（平成20年大阪市規則第71号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表（第2条関係） 〔表 別紙2 挿入〕	別表（第2条関係） 〔表 別紙1 挿入〕
備考 表中及び表中に挿入される別紙の〔 〕の記載は注記である。	

附 則

この規則は、令和6年12月20日から施行する。

[別表 別紙 1]

所管	区分	報酬額	
[同左]			
区役所	西成区役所における結核対策の強化等の業務を行う医師	月額	681,200円
[同左]			

[別表 別紙2]

所管	区分	報酬額	
[略]			
区役所	西成区役所における結核対策の強化等の業務を行う医師	月額	681,200円
政策企画室	国際博覧会に係る儀典長としての賓客等の接遇に関する指導及び助言等の業務を行う者	時間額	5,200円
[略]			